

ID: 339

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	埋葬、火葬又は改葬の許可		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第5条第1項		
法令番号	昭和23年法律第48号		
【基準】 法第5条の規定による。 第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。 2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日